

金沢市中小企業等電気・ガス料金 高騰特別対策支援金 【延長分】

申請要領

申請期間

令和6年4月9日（火）から令和6年9月30日（月）まで

【お問い合わせ先】

金沢市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金相談センター

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 金沢市第一本庁舎5階 TEL：076-220-2127

※ 原則、**電子申請**にて申請いただきますよう
ご協力をお願いいたします。



ホームページ QR

【ホームページ URL】

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoseisakuka/gyomuannai/3/4/25154.html>

（ご注意）

本支援金は、石川県が行う電気・ガス価格高騰緊急対策支援金を受給されることが要件になっておりますので、まずは県への申請をお願いします。

（参考：第2回石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金事務センター TEL:076-231-3134 ）

令和6年4月9日

I. 本事業の概要・支給対象

1. 目的

エネルギー価格高騰により大きな影響を受ける事業者の経営の維持・継続を支援するため、第2回石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金（以下「第2回県支援金」という。）を受給した中小企業者等に対し、金沢市が独自に上乗せする「金沢市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金【延長分】」（以下「市支援金【延長分】」という。）を支給します。

2. 支給要件

(1) 支給対象者

第2回県支援金の受給対象となった方で、次の各項目に該当する方

- ①金沢市内に事業所を有する中小企業者等（みなし大企業は含みません）であること。
- ②金沢市内の事業所において、高压電力、特別高压電力、工業用LPガスを利用していること。
- ③金沢市が実施する他の電気・ガス料金の支援に係る事業の対象に該当しないこと。

以下、3ページまで第2回県支援金の要件と同じ内容を掲載しています。

①の中小企業者等については、次のア、イのいずれかに該当する方になります。

ア) 中小企業基本法に定める中小企業者

業種	中小企業者（以下のどちらかを満たすこと）	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
i 製造業 その他の業種 (ii～iv以外)	3億円以下	300人以下
ii 卸売業	1億円以下	100人以下
iii 小売業	5,000万円以下	50人以下
iv サービス業	5,000万円以下	100人以下

なお、個人事業主の方を含みます。

イ) その他の中小企業者（組合関係）

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合（※1）、生活衛生同業小組合（※1）、生活衛生同業組合連合会（※1）、酒造組合（※2）、酒造組合連合会（※2）、酒造組合中央会（※2）、内航海運組合（※3）、内航海運組合連合会（※3）、技術研究組合（直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であるもの）

- (※1) その直接又は間接の構成員の2/3以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であること。
- (※2) その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の2/3以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の2/3以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。
- (※3) その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

上記(1)を満たす事業者であっても、次の(ア)～(サ)のいずれかに該当する場合は、本支援金の対象外となります。

(ア) 次のいずれかに該当する中小企業(本事業で定義する以下のみなし大企業)である場合

- a. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業または外国会社が所有している中小企業
- b. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業または外国会社が所有している中小企業
- c. 大企業または外国会社の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※大企業には自治体等の公的機関も含めることとします

(イ) 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」(パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど)及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者

(エ) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められるとき

※ ご提供いただいた情報は、石川県警察本部に照会する場合があります。

(オ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき

(カ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

(ク) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(ケ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その相手方が上記(エ)から(ク)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(コ) 主たる事業所等の石川県外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき

(サ) 日本標準産業分類における電気業又はガス業に該当するとき

②金沢市内の事業所において、高圧電力、特別高圧電力、工業用L P ガスを利用していることには、下記のいずれかに該当することが必要です。

- ・ 高圧電力の契約を行っており、支援金【延長分】の申請時点における直近の決算売上高に対する、令和4年1月から令和6年6月の間において連続する任意の12か月の使用に係る高圧電気の使用料金の合計額が3.5%以上であること。
- ・ 特別高圧電力の契約を行っていること（特別高圧電力を契約している商業施設等において、特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業者等を含みます）。
- ・ 工業用L P ガス（高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の適用を受ける液化石油ガス(L P ガス))の契約を行っていること。ただし、関係法令で一般消費者等と分類される用途で使用する場合は、本事業の支援対象外となります。

注) 関係法令で「一般消費者等」と分類される用途は次に掲げるものが挙げられます。

- ・ 暖房もしくは冷房 ※人のために使用するもの
(ただし、農作物栽培、動物飼育用等の使用は支援対象となります。)
- ・ 飲食物の調理 ※調理した飲食物を飲食させる場合及び直接一般消費者に販売する目的をもって調理する製造、小売の場合
- ・ 湯沸かし等 ※旅館業、クリーニング業（コインランドリー等を含む）、理容業、美容業、浴場業、医療保険業

(参照)

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について（経済産業省（20190308保局第5号））

3. 支援額

支援金【延長分】の額は、県の支給金の1/2（千円未満切捨）です。

ただし、金沢市内の事業所で使用された電力・ガス料金に対して、支援することとなります。

種別		対象期間	支援単価 ※()内は5月分
高圧電力	売上高に対する 電気代の割合が 7%以上	令和5年10月～ 令和6年5月 使用分	0.45円/kWh (0.25円/kWh) 1事業者 上限25万円
	売上高に対する 電気代の割合が 3.5%以上7%未満		0.25円/kWh (0.15円/kWh) 1事業者 上限12万5千円
特別高圧電力			0.5円/kWh (0.25円/kWh)
工業用LPガス			3.0円/m ³ (1.5円/m ³)

II. 申請の方法等

1. 申請方法

(1) 第2回石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金を受給した後、申請してください。

市支援金【延長分】は、第2回県支援金の受給対象の方に、上乘せで支援するものです。そのため、市支援金【延長分】の申請の前に、第2回県支援金の申請を行っていただき、受給されたことがわかる、銀行口座の通帳写しを提出いただく必要があります。

また、金沢市内にある工場や店舗等の事業所で使用された、高压電力、特別高压電力、工業用LPガスの料金に対して支援を行うものとなりますので、金沢市内にある事業所で使用されたことが分かる請求書等の写しを添付いただく必要があります。

※第2回石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金の申請期間

令和6年6月3日（月）～令和6年8月30日（金）まで

（高压電力の特例申請 令和6年3月25日～令和6年5月31日（金）

（お問い合わせ先）

石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金事務センター

電話 076-231-3134 （受付時間：午前9時から午後6時まで。土日、祝日は除く）

WEB：<https://ishikawa-shien.jp/denki-gas02/>

(2) 申請書類の提出方法

① **電子申請**（令和6年9月30日（月）23時59分までに申請受付完了）

金沢市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金【延長分】のホームページより、電子申請専用ページにアクセスできます。



※ 郵送による申請は審査に時間を要するため、電子申請をお勧めいたします。

② **郵送**（令和6年9月30日（月）消印有効）

金沢市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金【延長分】ホームページより申請書をダウンロードし、下記の宛先に郵送

（宛先）〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市 産業政策課 金沢市電気・ガス料金支援金担当 宛

※ 封筒には差出人の住所氏名を記載し、必ず簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

2. 申請に必要な書類

申請するにあたり、下記の書類を提出してください。

(郵送の場合は、提出書類をA4の大きさに統一してください。)

(1) 金沢市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金申請書【延長分】 (様式1)

所定の様式に必要な事項を記載したもの **※8ページの宣誓・同意事項を必ず確認してください。**

(2) 申請額計算書【延長分】 (様式2)

申請する電気・ガス使用量を、それぞれ所定の様式に記載してください。

なお、該当する契約が複数ある場合は、それぞれの申請額計算書を作成してください。

(3) 第2回県支援金の入金を確認できる通帳の写し

① 振込先口座の金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し

② 入金日・入金金額が確認できるページの写し

→「イシカワケンデンキガスシエンキン**ダイニカイ**」

(通帳によっては途中で切れる場合もあります。)が記帳されたページ

※必ず上記①②の両方をご提出ください。

※本支援金は石川県の支援金入金後でなければ申請することができません。

(4) 高圧・特別高圧電力または工業用LPガスの使用請求書等の写し

次の4項目が記載された電力会社やガス供給会社からの請求書や口座振替通知書等の写し

①法人名又は個人事業主氏名、②使用場所、

③使用した期間(年月) ※対象月 令和5年10月～令和6年5月使用分、④使用量

※請求書や口座振替通知書に上記の記載がない場合、契約書等の写しもお提出ください。

<紛失した場合>

次のような方法で、契約会社によっては請求書に記載されている情報を確認できるサービスがありますので、これを添付書類とすることができます。

※新電力会社や工業用のガス会社と契約している場合は、各契約会社へご確認ください。

(参考) 北陸電力株式会社の場合

見エールサービス (<https://www.rikuden.co.jp/miyell/>)

※上記サービスの利用方法については、電力会社にお問い合わせください。

(5) 本人確認書類の写し(個人事業主のみ)

運転免許証(裏面にも記載がある場合は両面)、健康保険証等の書類の写し

※前回の市支援金を受給済みの方は、本人確認書類を写しを省略できます。

詳細はチェックリストをご確認ください。

2. 申請に必要な書類

必要書類はこちらのチェックリストでも確認できます。

項目		法人（中小企業）	個人事業主
申請者情報		電子申請で入力 (または郵送で申請書を提出)	電子申請で入力 (または郵送で申請書を提出)
1. 添付資料（共通）			
1-1	申請額計算書（様式2） (エクセルで提出)	○	○
1-2	振込先口座の通帳の写し (支店名、口座番号等が記載されたページ)	○	○
1-3	県支援金の入金記録がわかるページ (振込依頼人名 イシカワケンデンキガスシエン キンダイニカイ)	○	○
1-4	本人確認書類の写し(代表者分) (運転免許証、個人番号カード等)	—	○ ※
2. 高圧電力の申請者			
2-1	金沢市内の事業所で使用した 対象期間内の電力使用量を示す書類 (請求明細等)	○	○
3. 特別高圧電力の申請者（直接電力者）			
3-1	金沢市内の事業所で使用した 対象期間内の電力使用量を示す書類 (請求明細等)	○	○
3. 特別高圧電力の申請者（間接電力者）			
3-2	金沢市内の事業所で使用した対象期間内の電力 使用量を示す書類（請求明細等や電気使用量が 記載された施設管理者との賃貸借契約書等）	○	○
4. 工業用LPガスの申請者			
4-1	金沢市内の事業所で使用した 対象期間内のガス使用量を示す書類（請求明細 等）	○	○

※前回の市支援金を受給済みの方は、本人確認書類を写しを省略できます。

3. 宣誓・同意事項

必ずご確認ください

市支援金【延長分】を申請・受給するにあたり、下記の8項目の全てに対して宣誓又は同意いただく必要があります。（申請書面にて、宣誓・同意いただきます。）

- (1) 支給要件を全て満たします。
- (2) 申請内容の確認・審査等のため、第2回石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金の申請書類に記載された情報について金沢市が石川県より情報提供を受けること、また申請内容について必要に応じて他の行政機関等に照会を行うことに同意します。
- (3) 申請書記載事項及び添付書類の内容に虚偽・偽りはありません。
- (4) 金沢市が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じます。
- (5) 第2回県支援金の支給決定の取消や返納があった場合は、直ちに申し出ます。
- (6) 第2回県支援金の支給決定の取消や、不正受給等が判明した場合には、支援金の返還等に応じます。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項に同意します。

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の交付の申請をするにあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (8) 金沢市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金【延長分】申請要領等に
従います。

4. 申請書記載例

(様式1)

延長分

令和 年 月 日

(宛先) 金沢市長

金沢市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金 申請書

次のとおり金沢市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金【延長分】の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 申請者 (【法人】又は【個人事業主】いずれかを選択し記入)

【法人】

法人所在地	〒 - 金沢市
(フリガナ)	
法人名	
代表者 役職名	
(フリガナ)	
代表 者名	
担当者	
電話 番号	- -
メール アドレス	
県申請 番号	

【個人事業主】

住所	〒 - 金沢市
(フリガナ)	
屋号	
肩書	
(フリガナ)	
氏名	
店舗 所在地	
電話 番号	- - ※日中対応可能な番号を記載
メール アドレス	
県申請 番号	

2. 宣誓・同意事項

金沢市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金申請要領8ページに記載の宣誓・同意事項を全て確認し、下の項目をチェックしてください。

申請要領に記載のある宣誓・同意事項について全て確認し、了承する

はい

3. 申請金額

別紙の申請額計算書(様式2)のとおり、申請します。

(申請に際しての注意事項)

- 本支援金は、「第2回石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金」と同一の口座に振り込みます。
- 申請は1事業者につき、1回となります。申請後に追加支援の申請を行うことはできません。
- 高圧電力、特別高圧電力、工業用LPガスを複数、契約されている場合は、それぞれの申請金額計算書を作成し、添付してください。

(様式2)

延長分

高圧電力用 申請額計算書

1. 申請事業者名

申請書に記載された、法人名または屋号を記載ください。

法人名屋号	
-------	--

2. 電力使用量と支援申請額

石川県への申請内容をもとに、売り上げに占める電気代の割合に合わせ、下のいずれかの計算表に電力使用量を記載し、申請額を作成ください。

金沢市内の事業所における電力使用量の月ごとの合計を、各月欄に記載してください。

申請する電力使用量はすべて、 金沢市内の事業所 で使用した分です。	<input type="checkbox"/> はい
--	-----------------------------

【売上高に占める電気代の割合が7%以上の方】

【電力使用量】※				【支援額単価】			【支援額算定】	
2023年 10月分		kwh	×	0.45	円/kwh	=	0 円	
2023年 11月分		kwh	×	0.45	円/kwh	=	0 円	
2023年 12月分		kwh	×	0.45	円/kwh	=	0 円	
2024年 1月分		kwh	×	0.45	円/kwh	=	0 円	
2024年 2月分		kwh	×	0.45	円/kwh	=	0 円	
2024年 3月分		kwh	×	0.45	円/kwh	=	0 円	
2024年 4月分		kwh	×	0.45	円/kwh	=	0 円	
2024年 5月分		kwh	×	0.25	円/kwh	=	0 円	
※小数点未満切捨							合計 (A)	0 円

参考 2023年10月分～2024年4月分

小計	0.0 kwh
----	---------

支援上限額 (B)	250,000 円
-----------	-----------

支援申請額	0 円
AまたはBの小さい額	

【売上高に占める電気代の割合が3.5%以上7%未満の方】

【電力使用量】※				【支援額単価】			【支援額算定】	
2023年 10月分		kwh	×	0.25	円/kwh	=	0 円	
2023年 11月分		kwh	×	0.25	円/kwh	=	0 円	
2023年 12月分		kwh	×	0.25	円/kwh	=	0 円	
2024年 1月分		kwh	×	0.25	円/kwh	=	0 円	
2024年 2月分		kwh	×	0.25	円/kwh	=	0 円	
2024年 3月分		kwh	×	0.25	円/kwh	=	0 円	
2024年 4月分		kwh	×	0.25	円/kwh	=	0 円	
2024年 5月分		kwh	×	0.15	円/kwh	=	0 円	
※小数点未満切捨							合計 (C)	0 円

参考 2023年10月分～2024年4月分

小計	0.0 kwh
----	---------

支援上限額 (D)	125,000 円
-----------	-----------

支援申請額	0 円
CまたはDの小さい額	

(様式2)

延長分

特別高圧電力用 申請額計算書 【施設・工場向け】

1. 申請事業者名

申請書に記載された、法人名または屋号を記載ください。

法人名屋号	
-------	--

2. 施設名

施設名	
-----	--

3. 電力使用量と支援申請額

金沢市内の事業所における電力使用量の月ごとの合計を、各月欄に記載してください。

申請する電力使用量はすべて、金沢市内の事業所で使用した分です。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
---------------------------------	--

使用月	【施設全体分】 ※小数点未満切捨	【テナント分】 ※小数点未満切捨	【共用部分】	【支援額単価】	【支援額算定】
2023年 10月分	kWh —	kWh =	0 kWh	0.5円/kWh	0 円
2023年 11月分	kWh —	kWh =	0 kWh	0.5円/kWh	0 円
2023年 12月分	kWh —	kWh =	0 kWh	0.5円/kWh	0 円
2024年 1月分	kWh —	kWh =	0 kWh	0.5円/kWh	0 円
2024年 2月分	kWh —	kWh =	0 kWh	0.5円/kWh	0 円
2024年 3月分	kWh —	kWh =	0 kWh	0.5円/kWh	0 円
2024年 4月分	kWh —	kWh =	0 kWh	0.5円/kWh	0 円
2024年 5月分	kWh —	kWh =	0 kWh	0.25円/kWh	0 円

参考 2023年10月分～2024年4月分 小計 0 kWh

支援申請額	0 円
-------	-----

(記載に際しての注意事項)

- (1) 共用部分は、施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分を指します。
[階段、エスカレーター、エレベータ、施設間の連絡通路、休憩室、トイレ、駐車場などのほか、
 一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室や倉庫などが該当します。
]
- (2) 施設管理会社が直営で供与する部分のテナント部分については、共用部分に含めて申請してください。

(様式2)

延長分

特別高圧電力用 申請額計算書 【テナント向け】

1. 申請事業者名

申請書に記載された、法人名または屋号を記載ください。

法人名屋号	
-------	--

2. 施設名

施設名	
テナント屋号	

3. 電力使用量と支援申請額

金沢市内の事業所における電力使用量の月ごとの合計を、各月欄に記載してください。

申請する電力使用量はすべて、金沢市内の事業所で使用した分です。	<input type="checkbox"/> はい
---------------------------------	-----------------------------

使用月	【施設全体分】 ※小数点未満切捨	【支援額単価】	【支援額算定】
2023年 10月分	10,000,000.0 kWh	× 0.5円/kWh	= 5,000,000円
2023年 11月分	1,000,000.0 kWh	× 0.5円/kWh	= 500,000円
2023年 12月分	1,000,000.0 kWh	× 0.5円/kWh	= 500,000円
2024年 1月分	1,000,000.0 kWh	× 0.5円/kWh	= 500,000円
2024年 2月分	1,000,000.0 kWh	× 0.5円/kWh	= 500,000円
2024年 3月分	1,000,000.0 kWh	× 0.5円/kWh	= 500,000円
2024年 4月分	1,000,000.0 kWh	× 0.5円/kWh	= 500,000円
2024年 5月分	1,000,000.0 kWh	× 0.25円/kWh	= 250,000円

参考 2023年10月分 16,000,000.0 kWh
～2024年4月分

支援申請額

8,250,000円

(記載に際しての注意事項)

- テナントとは、施設の区画を賃借又は分譲を受けて自己名義で出店し、事業を営む事業者を指します。
- 施設管理者が直接供与するテナントの電気使用分については、「特別高圧電力用申請書【施設向け】」にて申請してください。

申請額計算書 記載例 (工業用LPガスの場合)

(様式2)

延長分

工業用LPガス用 申請額計算書

1. 申請事業者名

申請書に記載された、法人名または屋号を記載ください。

法人名屋号	
-------	--

2. 使用した事業所

事業所名	住所

3. 電力使用量と支援申請額

LPガス販売会社との取引単位により、下の表に使用量を記載してください。

金沢市内の事業所における工業用LPガス使用量の月ごとの合計を、各月欄に記載してください。

申請するガス使用量はすべて、金沢市内の事業所で使用した分です。	<input type="checkbox"/> はい
申請したものはすべて、工業用LPガスとして使用した分です。	<input type="checkbox"/> はい

【取引単位が「kg」の方】

使用月	【ガス使用量】※小数点未満切捨	【支援額単価】	【支援額算定】
2023年10月分	kg → 0.0 m ³ ×	3.0円/m ³	= 0円
2023年11月分	kg → 0.0 m ³ ×	3.0円/m ³	= 0円
2023年12月分	kg → 0.0 m ³ ×	3.0円/m ³	= 0円
2024年1月分	kg → 0.0 m ³ ×	3.0円/m ³	= 0円
2024年2月分	kg → 0.0 m ³ ×	3.0円/m ³	= 0円
2024年3月分	kg → 0.0 m ³ ×	3.0円/m ³	= 0円
2024年4月分	kg → 0.0 m ³ ×	3.0円/m ³	= 0円
2024年5月分	kg → 0.0 m ³ ×	1.5円/m ³	= 0円

※m³ = kg ÷ 2にて換算

支援申請額

0円

参考 2023年10月分～2024年4月分 小計 0.0 m³

【取引単位が「m³」の方】

使用月	【ガス使用量】※小数点未満切捨	【支援額単価】	【支援額算定】
2023年10月分	m ³ × 3.0	円/m ³	= 0円
2023年11月分	m ³ × 3.0	円/m ³	= 0円
2023年12月分	m ³ × 3.0	円/m ³	= 0円
2024年1月分	m ³ × 3.0	円/m ³	= 0円
2024年2月分	m ³ × 3.0	円/m ³	= 0円
2024年3月分	m ³ × 3.0	円/m ³	= 0円
2024年4月分	m ³ × 3.0	円/m ³	= 0円
2024年5月分	m ³ × 1.5	円/m ³	= 0円

支援申請額

0円

参考 2023年10月分～2024年4月分 小計 0.0 m³

5. その他

(1) 申請の審査の際、不明な点が発生した場合等は、記載された連絡先への連絡及び追加書類の提出を求めることがありますので必ずご対応ください。

(2) 審査が終了し、支給決定がされた際は、申請者あて「支給決定及び額の確定通知書」（不支給の場合「不支給決定通知書」）を発送します。

※審査の結果、申請した額と支給決定された額が異なる場合があります。

また、通知の到達前に振込が行われる場合もあります。予めご了承ください。

(3) 提出された書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された際には、支援金の返還等を求める場合があります。

(4) **金沢市が実施する他の電気・ガス料金の支援に係る事業の対象に該当する方は、重複して受給することはできません。**

重複が判明した場合は、支援金の返還等を求める場合があります。

(5) **金沢市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金【延長分】**の申請は、1事業者に対して1回限りです。

法人・個人事業主を問わず、複数の方が重複して同じ事業者の申請をすることはできません。

【問い合わせ先】

金沢市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金相談センター

住所：〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市第一本庁舎5階

電話：076-220-2127

(ホームページ)



<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoseisakuka/gyomuannai/3/4/25154.html>